

和歌山県有機農業推進計画

平成26年10月31日策定

第1 基本的な考え方

農業は、食料の安定供給という基本的役割に加え、国土、環境の保全といった多面的な機能を有しています。県では、これまで、生産性を維持しつつも化学合成農薬や化学肥料に頼らない環境と調和した持続的な農業（以下、環境保全型農業）を推進してきたところです。

このような中、地球温暖化等の環境問題をはじめ消費者ニーズの多様化や食の安全・安心に対する関心の高まりなどの諸情勢を背景として、より一層の環境保全型農業の推進が求められています。

有機農業については、環境保全型農業の中でも、自然循環機能の増進や生物多様性の保全等、環境への負荷をできる限り低減し、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであります。

県では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法第112号）並びに「有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月策定・公表）」（以下、「基本方針」という。）に基づき、平成20年3月に「和歌山県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じてきたところです。その結果、本県の有機農業の取組は増加傾向にあり、着実に前進していますが、まだまだ少ないのが実状です。

今後も引き続き、本県の有機農業の一層の拡大を図るため、平成26年4月に新たに策定・公表された「基本方針」に基づき平成26年度からおおむね5年間を対象に有機農業の推進に関する施策の実施に努めるものとします。

第2 定義

「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

第3 推進目標

新たに有機農業を行おうとする者の支援や有機農業に関する技術の実証及び習得の支援をはじめ、技術体系の確立、指導体制の充実強化、有機農業の理解増進等を推進し、有機農業の一層の拡大を図ります。

第4 推進方策

（1）農業者が取り組みやすい環境づくり

農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを推進するため、有機農業者、関係団体、研究及び行政・普及等関係者が連携・協力して、一体的な支援の実施に努めます。

新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、就農相談、先進的な有機農業者等による研修の実施に努めます。

有機農業の取組に必要な共同利用機械・施設等の条件整備や地域での先進的な生産活動等の促進を図るため、各種融資や環境保全型農業直接支援対策等の活用をはじめ持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法第110号）に基づく認定制度の活用等を推進します。また、安定的な生産活動を支援するため、現地実証や協議会活動等を核とした交流の場づくりなどを通じ、有機農業者や関係者相互の情報交換を促進するとともに、栽培技術や資材等に関する各種情報の収集や提供に取り組みます。

なお、農業教育機関等にあっては有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進に資する研修・教育の充実に努めます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none">• 先進的な有機農業者による研修受け入れや研修会の実施を支援• 環境保全型農業直接支援対策を活用した営農支援• 農業改良資金等の農業制度資金の貸し付け支援 （エコファーマー認定制度の活用を推進）• 研修会の開催による有機農業者や普及指導員、試験研究員等との交流や意見交換の実施• 県農業大学校等の学生や研修生に対して、有機農業をはじめとする環境保全型農業に係る研修会への積極的な参加を推進
------------	--

（2）技術対策の推進

①技術対策

地域の実態を踏まえながら、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するため、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発等に努めます。

また、国や他の地域の試験研究機関等との連携を密にし、研究成果や技術情報の共有化を図るとともに、新技術の導入効果や適用条件を把握するための現地実証等に取り組みます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none">• 生産現場のニーズを反映した有機農業に関する病害虫防除技術等の試験研究の実施• 新技術の導入を円滑に行うための現地実証試験の実施
------------	--

②支援対策

先進的な有機農業者と連携・協力し、現地実証ほ場を活用した有機農業に関する技術の展示実証活動を推進します。

また、有機農業者をはじめ関係者が一体的に行う現地での実証活動等の機会を活かし、技術指導者等に対して有機農業に関する技術や知識を習得するための研修等を実施し、指導体制の充実強化に取り組みます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ農業実証モデル園等を活用した展示実証ほ場の設置 ・先進的有機農業者の実践技術の習得に向けた研修会の実施 ・有機農業に関する普及指導体制の充実強化を推進
------------	--

(3) 有機農業により生産される農産物の流通促進

有機農業により生産される農産物の流通促進のため、関係団体と連携・協力し、有機農業者をはじめ流通業者や実需者等に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法第175号。以下、JAS法という。）に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用を推進します。

また、インターネット、直売所等を利用した情報の発信をはじめ、流通業者や実需者等との連携・協力を図りながら有機農業により生産される農産物のPR活動を推進するとともに販路の拡大に努めます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等の開催により、JAS法に基づく有機農産物の表示や生産方法の基準等に関する知識の習得と制度の活用を推進 ・インターネットや直売所等を利用した生産者情報の発信や有機農業により生産される農産物のPR活動を推進 ・流通業者や実需者等との情報交換会や商談会等への参加を推進
------------	--

(4) 有機農業の啓発・理解増進

有機農業が有する環境保全機能等の啓発と理解増進を一層図るため、生産現場における有機農業の実証活動やセミナー等を通じ農業者等に対する啓発を推進するとともに、インターネットの活用や食育、地産地消、産消提携、交流活動等の取組を通じて、消費者等に対し有機農業の意義や有機農業により生産される農産物の正しい知識の普及啓発に努めます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地研修会やセミナー等の開催による有機農業の啓発と有機農業者とその他の農業者との相互理解の増進を推進 ・ インターネットやリーフレットを活用した有機農業により生産される農産物の正しい知識の普及啓発 ・ 食育、地産地消、産消提携、交流活動等の取組を通じて、消費者の有機農業に対する理解増進を推進
--------------------	--

(5) 推進体制の整備

有機農業の一層の拡大を図るため、有機農業者、関係団体、研究機関及び行政・普及組織の関係者で構成する推進体制の下、推進方針の検討をはじめ技術対策や流通促進等の一体的な支援推進に取り組みます。

施 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県環境保全型農業推進協議会における推進方針の検討 ・ 有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進 ・ 流通業者や実需者等との連携・協力を促進
--------------------	---

第5 推進計画の見直し

この推進計画については、おおむね5年間を対象として定めるものとしますが、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって見直す必要が生じた場合は、適時適切に検討することとします。